

平成 28 年度 厚生労働科学研究費補助金
(政策科学総合研究事業 (臨床研究等 ICT 基盤構築研究事業))
分担研究報告書

介護保険サービスの利用における性差について
—利用の組み合わせおよび女性の施設サービス利用に焦点を当てて—

研究代表者 田宮菜奈子 筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野 教授
研究協力者 泉田信行 筑波大学大学院人間科学総合研究科博士課程
国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

【目的】性別に注意を払いつつ、ある一時点における介護保険サービスの利用の差異を介護サービスの組み合わせの観点から記述的に明らかにすること。

【方法】厚生労働省「介護給付費実態調査」個票データのうち「給付実績明細情報ファイル」のうち、2013年10月に何らかの介護保険サービスの利用があり、かつ、統計対象審査年月が2013年11月であるものを利用した。介護レセプトを個人単位に集計した。

【結果】次の点が明らかになった。1) 女性と比較して男性の方がサービスの組み合わせが多様性に富んでいること。2) 男性は要介護4・5であっても在宅での介護が無視し得ないボリュームで行われている一方、女性は何らかの施設に入ることが多いこと。3) 要介護1～3であっても、女性では7人に1人が入所施設を利用し、その半数は介護老人福祉施設に入所していること。4) 女性では居宅管理指導と特定施設入居者生活介護（有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅）が上位になっており、この利用は所得との強い正相関が存在することが示唆されること。

【考察】本研究の価値は、これまで指摘されてきた家族ケアでの役割発揮における男女間の非対称性のみならず、フォーマルケアの利用においても男女間の非対称性があることを示した点にある。地域で利用できる介護サービスに供給制約があったとしても、男女ともに直面するはずである。このことは介護サービスの供給制約には男女差はなくとも、利用側の制約条件や選好に男女差が存在することを示唆するかも知れない。サービス利用が女性特有の制約条件に縛られたものであるのか、それとも選好に従うものであるのかは十分な検証が必要な課題である。

【結論】厚生労働省「介護給付費実態調査」の個票データを用いて介護サービス給付の組み合わせについての検討を行った。女性のサービス利用は施設偏重型であり、選択の幅が男性よりも狭かった。女性特有のサービス選択における制約の有無などについて社会経済変数を含めたデータセット開発によるものを含めたさらなる検証が必要である。

A. 研究目的

長寿の時代から多死の時代に差し掛かりつつある日本において、介護サービスは高齢期の生活を支えるための基礎的な資源と

なっている。厚生労働省老健局介護保険計画課（2015）は65歳以上の要介護（要支援）認定者数が平成26年度末現在で592

万人であり、第1号被保険者3,302万人の17.9%に該当することを示している。

全体としての介護サービス利用は統計等でよく知られるところであるが、個別の利用者がどのようなサービス利用を行っているかは実はあまり知られていない。田宮

(2008)において既存研究で明らかにされてきた要因が整理されている。病院から自宅退院できる要因として「主介護者が配偶者であること」、在宅サービスの利用が家族介護者に影響されること、サービスアクセスに家族介護者の存在が必要になること、等が明らかにされている。

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室(2016)によれば、全婚姻で2.2歳夫の年齢が妻の年齢よりも高い。さらに、政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室(2017)によると、男性の平均寿命は80.75年で、女性の平均寿命は86.99年で、女性の方が長く生きる。これらの結果は、妻よりも年齢の高い夫が配偶者の介護を受けて先に死亡し、残された妻が配偶者以外のケア提供者をアレンジして介護を受けて死亡するという構造の存在を示唆する。その場合、夫と妻で利用する介護サービスに差異が出ることは自然であろう。

では、実際に介護サービス利用についての性差どのようなものであるか、特に個々のニーズに合わせて介護サービスは組み合わせられて利用されると考えられるが、その組み合わせが現実にはどのようなになっているのかは全く検討されてこなかった。

このように、公的介護保険によるサービスを組み合わせられた利用の構造には性差があることが示唆されるが、ジェンダーの観点からの興味深い課題であるだけでなく、確保すべき必要な介護サービスはどのようなもので、どのくらい確保すべきかに性差の観点を導入する必要があるという点で政策的に非常に重要な意義がある。

そこで、本稿では厚生労働省「介護給付費実態調査」の個票データを用いて、性別に注意を払いつつある一時点における介護保険サービスの利用の差異を介護サービスの組み合わせの観点から記述的に明らかにする。

また、女性は老人ホームの利用が多く。近年、都市部を中心に有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅などの利用者が増加しているように見受けられるが、他のサービス利用と組み合わせた上で相対的にどの程度なのかの実証データはない。その点、本データにおいては、「特定施設入居者介護」の請求数により算出することができる。そこで、本研究では、「特定施設入居者介護」について、さらに着目し、利用者多い地域についてはより詳細な分析を行うこととした。

B. 研究方法

(1) 使用データ及び分析対象

統計法第33条の規定による承認を受けた厚生労働省「介護給付費実態調査」個票データのうち「給付実績明細情報ファイル」を使用した。分析対象は、介護保険給付の対象となる40歳以上の者のうち、2013年10月に何らかの介護保険サービスの利用がある者であり、かつ、統計対象審査年月が2013年11月であるものとした。すなわち、いわゆる月遅れ審査レセプトは分析の対象としなかった。また、二次利用のための個票提供を許容していない、自治体数で約8%に該当する市町村の介護保険被保険者のデータは含まれていない。

(2) 分析項目

分析項目として被保険者番号、年齢、性別、要介護度、被保険者都道府県番号、証記保険者番号、統計対象審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、保険請求分請求額を用いた。

(3) 分析方法

個人が利用した介護保険サービスの組み合わせについて分析するために、各サービスの利用の有無が判別できるように介護レセプトを個人単位に集計した。サブ解析として要介護度4・5に限定した分析、および要介護度1・2・3に限定した分析も行った。さらに、東京都に限定して有料老人ホームにおけるサービス利用と地域の所得水準との関連についてのサブ解析を行った。

「e-stat 政府統計の総合窓口 都道府県・市町村のすがた」から得た各市町村の個人一人当たりの課税対象所得との関連もみた。

全ての解析にはSAS 9.3を用いた。有意水準は $p < 0.05$ と設定した。

3. 倫理面への配慮

筑波大学医学医療系倫理委員会の承認を受け、本研究を実施した（通知番号10009号、2015年10月1日）。

C. 研究結果

(1) 全国の介護保険サービス組み合わせ上位5位

介護保険サービス組み合わせパターン出現頻度が全国で上位5位となるものが表1にまとめられている。男性では「通所介護のみ」「介護老人福祉施設サービスのみ」「介護老人保健施設サービスのみ」「通所介護+福祉用具貸与」「福祉用具貸与のみ」の順となった。女性では「介護老人福祉施設サービスのみ」「通所介護のみ」「老人保健施設のみ」「通所介護+福祉用具貸与」「認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)」の順となった。

第1位から第5位のサービス利用者の割合は全体に対して、男性では37.2%、女性では44.1%であった。男性は第一位の組み合わせである「通所介護のみ」であっても、10人に1人の割合でしかなかった。他方、女

性は第1位の「介護老人福祉施設サービスのみ」は約6人に1人であり、2位、3位の「通所介護のみ」、「介護老人保健施設サービスのみ」であっても10人に1人の割合であった。

(2) 要介護4・5の者の介護保険サービス組み合わせ上位5位

表1と同様の表を要介護4・5の者に限定して作成したのが表2である。男女ともに、第1位から第3位が「介護老人福祉施設サービスのみ」、「介護老人保健施設サービスのみ」、「介護療養医療施設サービスのみ」であった。男性の第4位、5位は、それぞれ在宅での介護サービスである、通所介護+福祉用具貸与、訪問介護+通所介護+福祉用具貸与の順であった。女性の第4位、5位は、それぞれ居宅でのサービスである、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、居宅療養管理指導+特定施設入居者生活介護の順であった。

第1位から第5位のサービス利用者の割合は全体に対して、男性では44.1%、女性では57.7%であった。第一位から第三位の組み合わせである介護保険3施設のサービスを利用している割合を合わせると、男性は37.6%であるが、女性は51.9%であった。

(3) 要介護1・2・3の者の介護保険サービス組み合わせ上位5位

要介護1・2・3の者について作成したのが表3である。男性は、第1位から第5位は、「通所介護のみ」、「通所介護+福祉用具貸与」、「介護老人保健施設サービスのみ」、「福祉用具貸与のみ」、「訪問介護のみ」の順であった。女性は、「通所介護のみ」、「介護老人保健施設サービスのみ」、「介護老人福祉施設サービスのみ」、「通所介護+福祉用具貸与」、「訪問介護+通所介護」、の順であった。

第1位から第5位のサービス利用者の割合は全体に対して、男性では36.6%、女性では40.4%であった。女性は「介護老人保健施設サービスのみ」、「介護老人福祉施設サービスのみ」がそれぞれ7.5%、7.2%、併せて14.7%の割合を占めていた。

(4) 東京都における「居宅管理指導と特定施設入居者生活介護」と所得の関係

2013年10月における東京都各区市町村の「居宅+特定群」の全介護保険サービス組み合わせに対する割合と個人一人あたり課税対象所得平均額の分布を図2に示す。課税対象所得平均額が250万円以上の区市町村(n=7)では課税対象所得平均額に関係なく一定しており、全ての区市町村で「居宅+特定群割合」が10%を超えた。課税対象所得平均額が250万円未満の区市町村(n=37)では、個人一人あたり課税対象所得平均額と「居宅+特定群割合」に正の相関がみられ、相関係数は0.800であった。「居宅+特定群割合」が10%を超えたのは1区市町村であった。

D. 考察

本研究では介護保険給付費実態調査の個票データを個人単位で集計することにより、2013年10月時点の介護サービス利用の組み合わせの出現頻度について記述的な分析を行い、1)女性と比較して男性の方がサービスの組み合わせが多様性に富んでいること、2)男性は要介護4・5であっても在宅での介護が無視し得ないボリュームで行われている一方、女性は何らかの施設に入ることが多いこと、3)要介護1～3であっても、女性では7人に1人が入所施設を利用し、その半数は介護老人福祉施設に入所していること、4)女性では居宅管理指導と特定施設入居者生活介護(有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅)が上位になっており、この利用は所得との強い正

相関が存在することが示唆されること、を示した。

国民生活基礎調査(平成25年)によると、主な介護者は要介護者等と「同居」が61.6%で最も多く、「同居」の主な介護者の性別は、男31.3%、女68.7%で女が多い。さらに、「同居」の主な介護者の要介護者等との続柄は、「配偶者」が26.2%、「子」が21.8%、「子の配偶者」が11.2%とされている。このような現状は「家族のケアの担い手という女性の役割」の固定化して批判されてきた(落合他2010)。

公的介護保険は介護の社会化を促進した面を現に持ち得ることが、Tamiya and Shikata(2009)による、介護保険制度施行前後の「社会生活時間調査」の個票データを用いた分析によって示された。すなわち、彼らは高齢の家族に対する女性のケア時間が介護保険導入前後で大きく減少していることを示した。しかしながら、介護が社会化され、フォーマルケアが利用可能になると、「ケアサービスと家族ケアを政策的にどう調整するのか」という問題が浮かび上がってくる(下夷2015)。これは一国の介護制度のあり方というマクロ的な観点のみならず、個々人がフォーマルケアと家族ケアをどのように組み合わせるか、というミクロ的な観点からの課題でもある。上野(2013)は被介護者、介護者それぞれの規範、選好、資源、という観点から在宅介護の現状について分析を加えている。この規範、選好、資源の観点を用いて、「在宅ひとり死」を妨げる要因として(家族介護規範、施設志向・病院信仰、在宅医療・介護資源の不足)を、促進する要因として(高齢者による当事者主権、在宅志向、24時間対応の医療・看護・介護資源の多職種連携)をあげている。在宅ひとり死の阻害・促進要因としての医療・介護資源の種類についての指摘は非常に興味深いものであるが、実際にどのようなフォーマ

ルサービスの組み合わせが利用されているかはこれまで全く分析されていない。本研究の価値は、これまで指摘されてきた家族ケアでの役割発揮における男女間の非対称性のみならず、フォーマルケアの利用においても男女間の非対称性があることを示した点にある。要介護4・5において男性には施設介護と在宅介護という選択肢がサービスの組み合わせの上位5傑に入っていた。施設介護も自宅での介護も使用されている。このことは夫婦の年齢差は男性が2.2歳高いことや、女性の方が長寿であることから配偶者からの家族ケアを利用し得る立場に男性利用者がいることを示唆する。他方で、女性については上位5傑に入っているのは居住系を含む施設介護サービスのみであったことは、女性が介護を受ける時点では家族介護資源が残されていない状況を示唆するかも知れない。もしくは被介護者である女性が家族による介護を望まず、施設でのフォーマルケアを受けることを望み、実現したことの反映かも知れない。居宅管理指導と特定施設入居者生活介護の組み合わせが、女性では全国の上位5傑に入っていた。特定施設入居者生活介護は比較的高額な費用負担が必要な有料老人ホームにおいて介護を受けるものである。現に東京都のデータによるサブ解析が示すように、所得の高い地域ほどその組み合わせの出現割合は高かった。それゆえ、家族から介護を受けることを選択せずに施設に入所するというよりはより積極的な意味合いを持つ選択である可能性もある。一方、これらの施設におけるサービスの一部が介護保険の上位を占めていることをどう考えるのかも課題であろう。選択の幅が広がることは女性にとって好ましいことであるが、他方で、それは十分な所得水準であることを必要するであろう。すなわち、介護を必要とする高齢女性の間

におけるサービス利用格差の顕在化を意味するかも知れない。女性が選択するサービス組み合わせの「幅の狭さ」は別の観点からも検討する必要がある。今回の分析において、どのような介護度であっても男性の方が相対的に多様なサービスの組み合わせで介護サービスを利用していた。要介護度が4・5と高くなれば施設サービスに集中することは自然であるが、女性は要介護度が低いうちから7人に1人が施設サービスを利用していた。地域で利用できる介護サービスに供給制約があったとしても、男女ともに直面するはずである。このことは介護サービスの供給制約には男女差はなくとも、利用側の制約条件や選好に男女差が存在することを示唆するかも知れない。在宅サービスの利用には、ケアマネージャとのやりとりなど複雑な状況もあり、女性の家族介護者が被介護者の男性に対してはそれを担えるが、女性自身が要介護になった場合にはこれらを担える家族がないことも考えられる、特に介護老人福祉施設サービスについては、介護保険法の改正により平成27年4月から原則として要介護3以上の者のみが入所できることとなった。特例的な入所が認められる余地があるとは言え、この制度改正で10万人近い女性が影響を受けるのに対して男性は2万8千人（表3に記載なし）と影響の出方が異なる。それゆえ、サービス利用が女性特有の制約条件に縛られたものであるのか、それとも選好に従うものであるのかは十分な検証が必要な課題である。これらの点は学術的に非常に興味深い論点である。それと同時に、制度運営を行っていく上で非常に重要な論点であり、今後さらなる実証的検証が必要であると考えられる。しかしながら、その検証を行うことはややハードルが高い。今回の分析は介護給付費実態調査の個票データが利用可能になったことによるが、上記の分析を実施する

ためにはフォーマルケア利用の情報のみならず、利用者・家族の社会経済状態や過去の家族ケア提供などの情報が必要となる。これは介護給付費実態調査の構成要素であるレセプトデータに個人や家族の社会経済情報等が付与される必要があることを意味する。このようなデータは現状存在していないため、研究者が自治体と協力関係を結んでデータセットを構築する必要がある。

E. 結論

厚生労働省「介護給付費実態調査」の個票データを用いて介護サービス給付の組み合わせについての検討を行った。女性のサービス利用は施設偏重型であり、選択の幅が男性よりも狭かった。女性特有のサービス選択における制約の有無などについて社会経済変数を含めたデータセット開発によるものを含めたさらなる検証が必要である。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし（今後も予定なし）

2. 実用新案登録

なし（今後も予定なし）

3. その他

特記事項なし

謝辞

分析プログラムの開発にあたり、技術補佐として助言いただいた筑波大学医学類松本貴吏氏に感謝する。

文献

上野千鶴子（2013）「介護の家族戦略—規範・選好・資源—」『家族社会学研究』

Vol.25(1), pp. 30-42.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjofffamilysociology/25/1/25_30/_pdf

落合恵美子・阿部彩・埋橋孝文・田宮遊子

・四方理人（2010）「日本におけるケア・ダイヤモンドの再編成—介護保険は『家族主義』を変えたか」『海外社会保障研究』第170号, pp. 4-19.

<http://websv.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19249302.pdf>

下夷美幸（2015）「ケア政策における家族の位置」『家族社会学研究』Vol.27(1), pp. 49-60.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjofffamilysociology/27/1/27_49/_pdf

厚生労働省老健局介護保険計画課（2015）

『平成26年度介護保険事業状況報告（年報）』.

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyoyo/14/index.html>

（平成29年5月22日アクセス最終確認）

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態

・保健社会統計室（2013）『人口動態調査』.

<http://www.e->

[stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001028897](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001028897)

（平成29年5月22日アクセス最終確認）

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態

・保健社会統計室（2016）『人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」』.

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/konin16/index.html>

(平成 29 年 5 月 22 日アクセス最終確認)

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態

・保健社会統計室 (2017) 『第 22 回生命表 (完全生命表)』

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/22th/dl/22th_10.pdf

(平成 29 年 5 月 22 日アクセス最終確認)

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態

・保健社会統計室 『国民生活基礎調査』

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/05.pdf>

(平成 29 年 5 月 22 日アクセス最終確認)
田宮菜奈子 (2008) 「3 介護における性差の問題と対策」『日本老年医学会雑誌』Vol. 45, pp. 274-277.

Tamiya Y and M Shikata (2009) “The Political and Social Economy of Care: Japan Research Report 2” UNRISD, Geneva.

[http://www.unrisd.org/unrisd/website/document.nsf/8b18431d756b708580256b6400399775/b00051edcc6f0a22c125756100529b92/\\$FILE/JapanRR2.pdf](http://www.unrisd.org/unrisd/website/document.nsf/8b18431d756b708580256b6400399775/b00051edcc6f0a22c125756100529b92/$FILE/JapanRR2.pdf)

表1 2013年10月の全国における介護保険サービス組み合わせの男女別上位5位

順位	全要介護度					
	男性 (n=882,030)			女性 (n=2,016,721)		
	組み合わせ	人数(人)	割合 (%)	組み合わせ	人数(人)	割合 (%)
1	通所介護のみ	88,520	10.0	介護老人福祉施設サービスのみ	312,079	15.5
2	介護老人福祉施設サービスのみ	78,091	8.9	通所介護のみ	198,389	9.8
3	介護老人保健施設サービスのみ	66,784	7.6	介護老人保健施設サービスのみ	198,156	9.8
4	通所介護 + 福祉用具貸与	56,462	6.4	通所介護 + 福祉用具貸与	111,581	5.5
5	福祉用具貸与のみ	38,362	4.4	認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外)	69,478	3.5

表2: 2013年10月の全国における介護保険サービス組み合わせの男女別上位5位 (要介護4・5)

順位	全要介護度					
	男性 (n=250,267)			女性 (n=673,910)		
	組み合わせ	人数(人)	割合 (%)	組み合わせ	人数(人)	割合 (%)
1	介護老人福祉施設サービスのみ	49,206	19.7	介護老人福祉施設サービスのみ	215,891	32.0
2	介護老人保健施設サービスのみ	32,012	12.8	介護老人保健施設サービスのみ	97,741	14.5
3	介護療養医療施設サービスのみ	12,928	5.2	介護療養医療施設サービスのみ	35,985	5.3
4	通所介護 + 福祉用具貸与	9,909	4.0	認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外)	19,841	2.9
5	訪問介護 + 通所介護 + 福祉用具貸与	6,205	2.5	居宅療養管理指導 + 特定施設入居者生活介護	19,543	2.9

表3: 2013年10月の全国における介護保険サービス組み合わせの男女別上位5位 (要介護1・2・3)

順位	全要介護度					
	男性 (n=631,763)			女性 (n=1,342,811)		
	組み合わせ	人数(人)	割合 (%)	組み合わせ	人数(人)	割合 (%)
1	通所介護のみ	84,798	13.4	通所介護のみ	190,358	14.2
2	通所介護 + 福祉用具貸与	46,553	7.4	介護老人保健施設サービスのみ	100,415	7.5
3	介護老人保健施設サービスのみ	34,772	5.5	介護老人福祉施設サービスのみ	96,188	7.2
4	福祉用具貸与のみ	32,550	5.2	通所介護 + 福祉用具貸与	92,576	6.9
5	訪問介護のみ	32,491	5.1	訪問介護 + 通所介護	62,652	4.7

図 1: 東京都各市区町村における「居宅+特定群」割合と住民一人あたり課税所得の関連

【千円/人】

「居宅介護費管理指導および特定施設入居者生活介護」の組み合わせ利用者の

